

## 練馬区男女共同参画推進懇談会設置要綱

昭和57年 2月16日

練区活発第946号

## (設置)

第1条 練馬区(以下「区」という。)における男女共同参画社会の形成を図るため、練馬区男女共同参画推進懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

2 懇談会は、区の区域内(以下「区内」という。)において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するため、次条第2号に掲げる事項を協議するときは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第27条第1項に基づく協議会として位置付ける。

## (懇談会の役割)

第2条 懇談会は、つぎに掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 練馬区男女共同参画計画に関すること。
- (2) 区内における女性活躍推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 懇談会は、つぎに掲げる者の内から、区長の委嘱する委員25人程度をもって構成する。

- (1) 学識経験者 4人程度
- (2) 男女共同参画に関する団体等の推薦する者 10人程度
- (3) 一般公募による者 8人程度
- (4) 国および地方公共団体の機関の職員 3人程度

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、この場合においては同一人につき通算して3期6年を限度とする。なお、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長および副会長)

第5条 懇談会に、会長1名および副会長若干名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は懇談会を主宰し、懇談会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が招集する。

(専門部会)

第7条 懇談会が必要と認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長の指名した委員がこれにあたる。
- 3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会の属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は部会を招集し、部会を運営し、部会の経過または結果を懇談会に報告する。

(意見聴取)

第8条 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 懇談会の庶務は、総務部人権・男女共同参画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則(昭和62年3月28日練区活発第1509号)

- 1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、昭和62年4月1日に委嘱する委員の任期は昭和63年7月1日から施行する。

付 則(昭和63年5月20日練区活発第90号)

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

付 則(平成2年9月14日練区活発第389号)

- 1 この要綱は、平成2年9月14日から施行する。
- 2 この要綱施行後に委嘱する委員の任期は、平成4年6月30日までとする。

付 則（平成3年7月1日練区女発第12号）

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

付 則（平成4年4月1日練生女発第5号）

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

付 則（平成8年1月10日練生女発第68号）

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則（平成9年12月19日練生女発第39号）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成11年5月25日練生女発第6号）

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

付 則（平成14年3月25日練総女発第73号）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成29年11月29日29練総人第630号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和2年5月29日2練総人第104号）

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。